

広島県収受	
第	号
25.5.13	
処理期限	月 日
分類記号	保存年数



薬食審査発0510第1号
薬食安発0510第2号
平成25年5月10日

各

{

都道府県衛生主管部（局）長
保健所設置市長
特別区長
}
殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
（公印省略）

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
（公印省略）

新たに承認された第一類医薬品について

別添の医薬品については、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき本日承認されたものであるが、これら医薬品は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の2の表第2号上欄に掲げる医薬品に該当することから、法第36条の3第1項に規定する第一類医薬品となるので、貴管下関係企業等に対し、周知方よろしく御配慮願います。

なお、別添医薬品については、後日、一般用医薬品販売制度ホームページにより掲載することとしております。

（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyaku_hin/ippanyou/index.html）



(別 添)

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日	第一類医薬品の期間
トリメブチンマレイン酸塩	セレキノンS セノレックスS (田辺三菱製薬株式会社)	平成25年5月10日	安全性等に関する製造販売後 調査期間(3年)に1年を加 えた期間